門直市(平成19年7月1日から)

対象建築物 本意、鉄膏湾、鉄筋コンクリート造、 鉄膏線筋コンクリート造名しくはその 他の構造又はこれらの構造が併用する 構造の建築物のうち、棟ごとに新発し、 又は増築する部分で、次のいずれかに 該当するもの (1) 法第6条第1項の確認の申請 若しくは法第6条の2第1項 の規定による確認の申請 おしくは法第6条の2第1項 の規定による確認の申請 という。) (1. 未造) 歴機の小屋組みの工事 (2. 鉄膏2項の規定に基 当く計画の通知(以下「計画 の通知」という。) に係る部分 の床面積の合計が50㎡を組え る住宅(一戸せて宅、共同 住宅、併用住宅、長屋、共同 住宅、併用住宅、長屋、共同 企宅、併用住宅、長屋、共同 企宅、特面を対し、の配筋工事(配筋工事) というのと連案物の、地域を除く関数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持する 成に供する建築物 以上による体に関数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持する はりの配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階 のたり、と関のは、図が、地域を除く、関数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持する はりの配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階 の住及び壁の取付け工事) と構み工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 歴機の工事 佐藤の木及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を対けのエンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を対けの正と大き対しのに対しているのに表しましては、最も配くが表しましては、最も配くが表しましては、まましましては、まましましましては、まましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	門具市 (平成 19 年 7 月 1 日から)		
## 第1 平 第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物 (※ 1) の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他に	対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
他の構造又はこれらの構造が併用する 構造の建築物のうち、棟ごとに新驚し、 又は増築する部分で、次のいずれかに 該当するもの (1) 法第 6 条第 1 項の確認の申請 者にくば送第 6 条の 2 第 1 項 の規定による確認の申請」という。」又 は送第 18 条第 2 項の規定に基 づく計画の通知(以下「計画 の海回」という。)へ と 1 計画の通知(以下「計画 の海回という。)に係る部分 の床面積の合計が 50 ㎡を超え る住宅(一戸建て住宅、兼用 住宅、等宿舎又は下宿)の用 途に使する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が 3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が 300 ㎡を超えるもの (4. 數件鉄筋コンクリート 2 階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2 階 を現場で能していものについては、2 階 の地形工事(配筋工事 を現場で能工しないものについては、2 階 の形及びこれを支持するはり(平屋については、2 階 ので及びにれを支持するはり(平屋については、2 階 ので及びにれを支持するはり(平屋については、2 階 のでして、2 階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2 階 のでして、2 階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2 階 の取け工事) (4. 数件鉄筋コンクリート 治) 2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階 のでして、2 階の床及びにれを支持するはりのコンクリート打込み工事を対場で施工しないものについては、2 階 の取け工事) 2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程の工事 を紹介主工程とされた工事に係る特定工程 後の工程の工事 を補において特定工程とされた工事に係る特定工程 後の工程の工事 を補において特定工程とされた工事に係る特定工程 後の工程の工事	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、	◆基礎工事	
構造の建築物のうち、様ごとに新築し、 又は増築する部分で、次のいずれかに 該当するもの (1) 法第6条第1項の確認の申請 (2) 法第6条第2項の規定に基づ。 の東面積の合計が50㎡を超える住宅、 併用住宅、 長屋、 共同 住宅、 所用住宅、 長屋、 共同 住宅、 所用住宅、 長屋、 共同 住宅、 所用住宅、 長屋、 共同 住宅、 前面の通知 という。) に係る部分の床面積の合計が50㎡を超える住宅(一戸建工住宅、 株用 住宅、 併用住宅、 長屋、 共同 住宅、 前日舎又は下宿)の用 途に仕する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の 達率物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(コンクリート活)の配所工事(個所工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 医型の外装工事又は内装工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 医型の外装工事又は内装工事 を如外装工事又は内装工事 を如外装工事又は内装工事 を如外装工事又は内装工事 を如外装工事又は内装工事 を相において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工を大等立る工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)	鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその	法第6条第1項第2号又は第	法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(※
文学 1 日本	他の構造又はこれらの構造が併用する	3号に掲げる建築物(※1)	1)の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他こ
(1) 法第6条第1項の確認の申請	構造の建築物のうち、棟ごとに新築し、	の、基礎に鉄筋を配置する工	れに類するもので覆う工事(以下「コンクリート打込
(1. 木造) と	又は増築する部分で、次のいずれかに	事(以下「配筋工事」という。)	み工事」という。)
著しくは法第 6 条の 2 第 1 項 の規定による確認の申請 (以下「確認の申請」という。) 又 は法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知(以下「計画の通知)という。) に係る部分の床面積の合計が 50 ㎡を超える住宅 (一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の産能工事(2) (2) (2) (3) にあいては、2階の社り及び床間を強いて、地路を除く階数が 3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの (4. 鉄背鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部と木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部と木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事: (主要構造部の一部を大きとした場合については、最初において特定工程とされた工事に係る特定工程: (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	該当するもの	◆建方工事	
据しては法第6条の2第1項 の規定による確認の申請(以下「確認の申請)という。)又 は法第18条第2項の規定に基 づく計画の通知(以下「計画 の通知」という。)に係る部分 の床面積の合計が50㎡を超え る住宅(一戸建て住宅、兼用 住宅、併用住宅、長屋、共同 住宅、寄宿舎又は下宿)の用 途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2階のはり及び床版の取付工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(コンクリート が表別上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート が表別を取びたれを支持するはりのコンクリート が表別を取びたれを支持するはりのコンクリート が表別を取びたれを支持するはりのコンクリート が表別を取びたれを支持するはりのコンクリート打込み工事 (6. (1) から (5) を併用する構造) を構の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造) を構において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を欄において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を欄において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を欄において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機において特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機能を対して特定では、表述を対して特定工程とされた工事に係る特定工程を加工事 を機能を対して特定では、表述を表述を対して特定では、表述を対して特定では、表述を対して特定では、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	(1) 法第6条第1項の確認の申請	(1. 木造)	
下「確認の申請」という。)又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知」という。)に係る部分の床面積の合計が50㎡を超える住宅(一戸建て住宅、兼用住宅、供用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄青鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2階の床及びにもを支持するはりのエンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の取付工事) では及び壁の取付け工事) の社及び壁の取付け工事) では及び壁の取付け工事) では及び壁の取付け工事) では及び壁の取付け工事) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事で現場で施工しないものについては、2階の社及び壁の取付け工事) では及び壁の取付け工事) を関の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 壁の外装工事又は内装工事 壁の外装工事又は内装工事 壁の外装工事又は内装工事 を網において特定工程とされた工事に係る特定工程 後の工程の工事 で	若しくは法第6条の2第1項	屋根の小屋組みの工事	壁の外装工事又は内装工事
(2. 動育道面の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の通知(以下 計画の正位定、兼用(主宅、併用住宅、兼用(主宅、併用住宅、長屋、共同(主宅、寄宿会又は下宿)の用(主宅、寄宿会又は下宿)の用(金に供する建築物(以外の) 建築物で、地階を除く階数が3 3以上のもの又は確認の申請等以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの			
は活第18条第2項の規定に基づく計画の通知(以下「計画の通知(以下「計画の通知)という。)に係る部分の床面積の合計が50 ㎡を超之る住宅(一戸建て住宅、兼用住宅、長居、共同信宅、長屋、共同信宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物の、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300 ㎡を超えるもの (2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300 ㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート造)2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の社及び壁の取付け工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート造)2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事) (5. その他の構造)を機の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造。該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事・第	下「確認の申請」という。) 又	(0 24 周 24)	
びく計画の通知(以下「計画 の通知」という。)に係る部分 の床面積の合計が50㎡を超え る住宅(一戸建て住宅、兼用 住宅、併用住宅、長屋、共同 住宅、寄宿舎又は下宿)の用 途に供する建築物 (1)に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造りの配筋工事 (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造りの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1)から(5)を併 用する構造の区分に応じた特定工程とされた工事に係る特定工程 をの工程の工事 (6. (1)から(5)を併 用する構造の下及びにれを支持するはりのコンクリート打込 み工事 (6. (1)から(5)を併 用する構造の下及びにれを支持するはりのコンクリート打込 ないの外装工事又は内装工事 (6. (1)から(5)を併 用する構造の下及びこれを支持するはりのコンクリート打込 ないの一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事に要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要構造部の一部を本造とした場合については、最も遅く施工する工事・(主要権	は法第18条第2項の規定に基		B の 別 壮 工 東 フ 込 由 壮 工 東
の通知」という。)に係る部分 の末面積の合計が50 ㎡を超え る住宅(一戸建て住宅、兼用 住宅、併用住宅、長屋、共同 住宅、寄宿舎又は下宿)の用 途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300 ㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート 打込み工事を現場で施工しないものについては、2階 の柱及び壁の取付け工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込 み工事 (6. (1) から(5)を併 用する構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事 (表記 (表記 (本語	づく計画の通知(以下「計画		型の外表工事人は内装工事
の床面積の合計が50㎡を超える住宅(一戸建て住宅、兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、精用住宅、長屋、共同住宅、南宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (4・鉄骨鉄筋コンクリート (4・鉄骨鉄筋コンクリート (5・その他の構造) 屋根の工事 (6・(1) から(5) を併用する構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事。) (3・鉄筋コンクリート (4・鉄骨鉄筋コンクリート (4・鉄骨鉄筋コンクリート (4・鉄骨鉄筋コンクリート (4・鉄骨鉄筋コンクリート (5・その他の構造) 屋根の工事 (6・(1) から(5) を併用する構造) 接当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事。)		については、建万工事)	
る住宅 (一戸建て住宅、兼用 住宅、併用住宅、長屋、共同 住宅、寄宿舎又は下宿)の用 途に供する建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはり(平屋については、2階のはり及び床版の取付工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びに表していては、2階の住及び壁の取付け工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びにないものについては、2階の住及び壁の取付け工事) (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造) 陸側の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事。主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。また場合については、最も近く施工する工事。または、最も近く施工する工事。または、最も近く施工する工事。または、最も近く施工する工事。または、最も近く施工する工事。または、または、または、または、または、または、または、または、または、または、			
住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 (1) に掲げる建築物り外の産業物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりの可かけけ工事) (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (5. その他の構造)屋根の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造)	る住宅(一戸建て住宅、兼用	(3. 鉄筋コンクリート造)	
住宅、寄宿舎又は下宿)の用途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の選集物で、地階を除く階数が3以上のもの又は確認の申請等又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート造) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (5. その他の構造)屋根の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造)該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事(基と を加工する工事(基と を加工する工事(基と を加工する工事(基と を加工する工事(基と した場合については、最も遅く施工する工事(基と 他工する工事(基) なの工程の工事		2階の床及びこれを支持する	
途に供する建築物 (2) (1) に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4.鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持する はりの配筋工事 (5.その他の構造) 屋根の工事 (6.(1)から(5)を併用する構造) 屋根の工事 (6.(1)から(5)を併用する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) (本)が表現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事) (4.鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事 (6.(1)から(5)を併用する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)		はり(平屋については、屋根	屋根床版)のコンクリート打込み工事(コンクリート
(2) (1) に掲げる建築物以外の 建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300㎡を超えるもの (4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート方と と関の配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併用する構造) を規当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事。 (5. その他の構造)		床版)の配筋工事(配筋工事	打込み工事を現場で施工しないものについては、2階
建築物で、地階を除く階数が3 以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が300 ㎡を超えるものついては、2階のはり及び床 版の取付工事)(4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2階の床及びこれを支持する はりの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(6. (1) から(5) を併用する構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事左欄において特定工程とされた工事に係る特定工程後の工程の工事		を現場で施工しないものに	の柱及び壁の取付け工事)
以上のもの又は確認の申請等 又は計画の通知部分の床面積 の合計が 300 ㎡を超えるもの		ついては、2階のはり及び床	
又は計画の通知部分の床面積		版の取付工事)	
の合計が 300 ㎡を超えるもの(4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2 階の床及びこれを支持する はりの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(6. (1) から (5) を併用する構造) 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)左欄において特定工程とされた工事に係る特定工程後の工程の工事			
(4. 鉄骨鉄筋コンクリート 造) 2 階の床及びこれを支持する はりの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込 み工事(6. (1) から (5) を併 用する構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く 施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工 事)左欄において特定工程とされた工事に係る特定工程 後の工程の工事			
2 階の床及びこれを支持する はりの配筋工事 (5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造)		(4. 鉄骨鉄筋コンクリート	
はりの配筋工事			2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込
(5. その他の構造) 屋根の工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く 施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工 事)		2階の床及びこれを支持する	み工事
(5. その他の構造) 屋根の工事 壁の外装工事又は内装工事 (6. (1) から (5) を併 用する構造) 該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く 施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工 事)			
屋根の工事		L	
用する構造)			壁の外装工事又は内装工事
用する構造)			
用する構造)		(G (1) 3\C (5) 2\H	
該当する構造の区分に応じ た特定工程のうち、最も早く 施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合につ いては、最も遅く施工する工 事)			 左欄において蜂完工程レされた丁重に極る歴史工程
た特定工程のうち、最も早く 施工する工事 (主要構造部の 一部を木造とした場合につ いては、最も遅く施工する工 事)			
施工する工事(主要構造部の 一部を木造とした場合につ いては、最も遅く施工する工 事)			
一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)			
いては、最も遅く施工する工 事)			
事)			
(※1) 法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及	(NACA) VI. https://www.naca.html	1 * *	disher the block like on the state of the st

(※1) 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

適用除外 法第85条の規定に基づく建築物及び市長が別に定める建築物